

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	新たな住民税非課税世帯給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。本事業は、令和6年度に実施した「令和6年度住民税非課税世帯給付事業」及び「令和6年度住民税均等割のみ課税世帯給付事業」対象世帯へ支給が遅れた分を支給対象者に支払うため実施するもの。 ②新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯に100千円、こども加算18歳以下の児童1人当たり50千円を支給。 ③住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯給付金対象32世帯、こども加算給付金対象10人。事務費8千円(口座振替手数料、通信運搬費) ④住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯給付金対象者32世帯、こども加算給付金対象者10人	R7.4	R7.5
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費補助事業(物価高騰対策分)	①目的・効果 物価高騰により増額改定された給食費について、増額分の一部を補助することで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に、小学校50円/食(月約900円)、中学校60円/食(月約1,100円)の増額改定を実施 ・令和7年度から、物価高騰下での子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費補助を拡充 【給食費補助の拡充の内容】 月額補助を従来の1,000円から1,500円に増額 ただし、第2子は半額補助、第3子以降は全額補助(無償化) ・上記給食費補助に関し、保護者の負担する給食費のうち月500円に相当する額に対して、増額改定された給食費の負担軽減分として交付金を充当(教職員分の給食費は含まない) ③積算根拠 ・補助月数 対象者数1,287人×10月(令和7年4月～令和8年2月)=12,870月 ・交付金額 500円/月×12,870月=6,435,000円 ④事業の対象 市内小中学校の児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食会計補助金	①目的・効果 物価高騰による給食費の値上げや過度な食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に給食費を増額改定したが、米の価格の更なる上昇や食品価格の再上昇が起こっており、給食費が不足することが見込まれるため、学校給食会計における令和7年4月から令和8年2月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費ー給食費 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(1食当り1円)を除くものとする。 食材費については、教職員等に係る分を、食数按分等により除くものとする。 ③積算根拠 食材費ー(給食費収入ー食数×1円) =82,909,520円ー(78,784,418円ー257,320食×1円)=4,382,422円 ④事業の対象 水俣市学校給食センター運営委員会	R7.4	R8.3